

# 岩手県海岸漂着物対策推進地域計画

令和元年12月

岩 手 県

## 目 次

<b>1 岩手県海岸漂着物対策推進地域計画の基本的事項</b> .....	<b>1</b>
1.1 計画策定の背景 .....	1
(1) 世界の動き（SDGs・G20大阪サミット） .....	1
(2) 国の動き .....	2
(3) 県のこれまでの取組 .....	3
1.2 計画策定の目的 .....	4
1.3 地域計画の期間 .....	5
<b>2 岩手県における海岸特性</b> .....	<b>6</b>
2.1 自然的特性 .....	6
(1) 海岸部における地形的特徴等 .....	6
(2) 海岸部に流下する河川の現況 .....	6
2.2 社会的特性 .....	8
(1) 人口分布 .....	8
(2) 自然公園・ジオパーク .....	9
(3) 港湾・漁港施設 .....	12
(4) レクリエーション施設 .....	13
<b>3 岩手県における海岸漂着物等の現状と課題</b> .....	<b>15</b>
3.1 海岸漂着物等の現状 .....	15
(1) 海岸漂着物等の発生等の状況 .....	15
(2) 海岸漂着物等の漂着要因 .....	15
3.2 海岸漂着物対策の現状 .....	16
(1) 海岸漂着物等の処理に関する県内の取組状況 .....	16
(2) 海岸漂着物等の発生抑制に関する県内の取組状況 .....	19
(3) 環境学習・普及啓発に関する県内の取組状況 .....	23
3.3 海岸漂着物等に関する課題 .....	25
(1) 海岸漂着物等の処理に関する課題 .....	25
(2) 海岸漂着物等の発生抑制に関する課題 .....	25
(3) 環境学習・普及啓発に関する課題 .....	25
<b>4 海岸漂着物対策の基本方針</b> .....	<b>27</b>
4.1 基本目標 .....	27
4.2 海岸漂着物対策の基本方針 .....	27
<b>5 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその対策内容</b> .....	<b>29</b>
5.1 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域の指定 .....	29
5.2 重点区域に関する海岸漂着物対策の内容 .....	31
(1) 海岸漂着物等の円滑な処理 .....	31
(2) 海岸漂着物等の効果的な発生抑制 .....	32
(3) 環境学習・普及啓発 .....	35

<b>6 関係者の相互協力及び役割分担に関する事項</b> .....	<b>36</b>
6.1 海岸漂着物対策に関する関係者の相互協力 .....	36
6.2 海岸漂着物対策に関する関係者の役割分担 .....	36
<b>7 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項</b> .....	<b>39</b>
7.1 モニタリングの実施 .....	39
7.2 災害等の緊急時における対応 .....	39
7.3 海岸漂着物対策活動推進員の委嘱・海岸漂着物対策活動推進団体の指定 .....	39
7.4 地域計画の見直し .....	39

(用語の定義)

この地域計画において、次に掲げる用語の意義は、海岸漂着物処理推進法に定めるところによる。

海岸漂着物	海岸に漂着したごみその他の汚物又は不要物
漂流ごみ等	我が国の沿岸海域において漂流し、又はその海底に存するごみその他の汚物又は不要物
海岸漂着物等	海岸漂着物及び海岸に散乱しているごみその他の汚物又は不要物並びに漂流ごみ等
海岸管理者等	海岸法第2条第3項の海岸管理者及び他の法令の規定により施設の管理を行う者であってその権原に基づき、又は他の法令の規定に基づいて国又は地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地を管理する者
海岸漂着物対策	海岸漂着物等の円滑な処理を図るため必要な施策及び海岸漂着物等の発生の抑制を図るため必要な施策



## 1.1 計画策定の背景

## (1) 世界の動き（SDGs・G20大阪サミット）




ア SDGs<sup>1</sup>

現在、世界全体で年間数百万トンを超えるプラスチックごみが陸上から海洋に流出しているとされ、海洋プラスチックごみによる地球規模での環境汚染による生態系、生活環境、漁業、観光等への悪影響が懸念されています。


国連をはじめとする様々な国際会議において、重要かつ喫緊の課題として議論が行われていますが、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて掲げられたSDGsのうち、海洋ごみ対策に関連するものについては、以下のように目標及びターゲットが設定されています。

海岸漂着物対策は、持続可能な社会の実現のための重要かつ喫緊の課題であり、目標14「持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する」の達成のためには、海洋のみならず、生産・消費活動における対策が求められ（目標12）、これらの対策を推進するためには多様な主体の連携・協力が不可欠です（目標17）。

また、県民、事業者、民間団体等すべての者が当事者意識を持って、真摯に対策に取り組んでいくことが求められ、海岸の環境保全等に関する環境学習や普及啓発を推進する必要があります（目標4）。

	関連する主な目標	主なターゲット
	目標4 すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
	目標12 持続可能な生産消費形態を確保する	12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
	目標14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	14.1 2025年までに、海洋堆積物や富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。

<sup>1</sup> SDGs : Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。平成27年（2015年）9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された、「誰一人取り残さない」を基本方針とする、2030年までの世界目標。17分野にそれぞれのゴール（目標）を設定する。

	<p>目標17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>	<p>17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>
---	--	--

出所：「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」（外務省仮訳）より抜粋

## イ G20（令和元年6月 大阪サミット）

令和元年6月に大阪で開催されたG20サミット（金融・世界経済に関する首脳会合）においては、首脳宣言の中に海洋ごみ対策が盛り込まれ、「我々は、共通の世界のビジョンとして、『大阪ブルー・オーシャン・ビジョン』を共有し、国際社会の他のメンバーにも共有するよう呼びかける。これは、社会にとってのプラスチックの重要な役割を認識しつつ、改善された廃棄物管理及び革新的な解決策によって、管理を誤ったプラスチックごみの流出を減らすことを含む、包括的なライフサイクルアプローチを通じて、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す」こと等が宣言されました。

## （2） 国の動き

我が国における海岸漂着物対策については、平成21年7月に制定された美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成21年法律第82号。以下「海岸漂着物処理推進法」といいます。）、これに基づく「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（以下「国の基本方針」といいます。）等により行われてきました。

しかし、全国的に、依然として多くの海岸漂着物等が存在し、また、前述のように、海洋に流出する廃プラスチック類や微細なプラスチック類（マイクロプラスチック<sup>2</sup>）が生態系に与え得る影響等が世界全体で取り組まなければならない地球規模の課題とされ、SDGsにおいて目標が掲げられていること等を受け、海岸漂着物対策に係る取組が強力に推進されています。

### ア 「プラスチック資源循環戦略」の策定（令和元年5月31日閣議決定）

第四次循環型社会形成推進基本計画に基づき、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略であり、海洋プラスチック問題については、プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないこと（海洋プラスチックゼロ・エミッション）を目指し、犯罪行為であるポイ捨て・不法投棄の撲滅の徹底と清掃活動の推進により、プラスチックの海洋流出を防止するとともに、海洋ごみの実態把握及び海岸漂着物等の適切な回収を推進し、海洋汚染防止を図ることを基本原則として定めています。

### イ 海岸漂着物処理推進法の改正（平成30年6月改正）及び国の基本方針の変更（令和元年5月31日閣議決定）

平成30年6月には、漂流ごみ等の処理やマイクロプラスチック対策を盛り込む等の海岸漂着物処理推進法の改正が行われ、また、令和元年5月には、海岸漂着物等は、山、川、海へとつながる水の流れを通じて海岸等に漂着等したものであり、流域圏で内陸か

<sup>2</sup> マイクロプラスチック：微細なプラスチック類のこと。一般に5mm以下のものをいう。含有・吸着する化学物質が食物連鎖中に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念されている。

ら沿岸に渡る関係主体が一体となった海岸漂着物対策を実施すること等を内容とする国の基本方針の変更が行われています。

#### ウ 「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」の策定（令和元年5月31日海洋プラスチックごみ対策の推進に関する関係閣僚会議）

国内からのプラスチックごみの海洋への流出量は年間2～6万トンとされ、「国民生活や事業活動に伴い陸域で発生したプラスチックごみの一部が、廃棄物処理制度により回収されず、意図的・非意図的に環境中に排出され、雨や風に流され、河川その他の公共の水域等を経由して海域に流出することや、漁業、マリレジャー等において海域で使用されるプラスチック製品が直接海域に流出すること」により発生しているとしています。

このことを踏まえ、海洋へのプラスチックごみの流出を効果的に削減していくためには、「海岸地域だけでなく内陸部も含めすべての地域における共通の課題であるとの認識に立って、家庭、事業所、市街地、農地、河川、漁場等のあらゆる場所において、国民、事業者、民間団体、国、地方公共団体等すべての者が当事者意識を持って、真摯に対策に取り組んでいくことが求められる。」としています。

そして、海洋プラスチックごみ対策も成長の誘因であり、経済活動の制約ではなくイノベーションが求められているという考えの下、プラスチックを有効利用することを前提としつつ、新たな汚染を生み出さない世界の実現を目指し、廃棄物処理制度によるプラスチックごみの回収・適正処理の徹底、ポイ捨て・不法投棄及び非意図的な海洋流出の防止、海洋に流出したプラスチックごみの回収等の取組を進め、効果的な海洋プラスチック対策を実施するとしています。

#### エ 「プラスチック・スマート」キャンペーン及びフォーラムの立ち上げ等

環境省では、海洋プラスチックごみ問題の解決に向けた取組として、不必要なワンウェイのプラスチック排出抑制や分別回収の徹底など、“プラスチックとの賢い付き合い方”を全国的に推進し、取組を国内外に発信する「プラスチック・スマート」キャンペーンを平成30年10月に立ち上げました。

また、5月30日（ごみゼロの日）から6月5日（環境の日）を経て6月8日（世界海洋デー）前後の期間を“海ごみゼロウィーク”と定め、海洋ごみ削減に向けた全国一斉清掃活動への参加を、全国の個人、団体、企業、自治体等に広く呼びかけ実施するなど、取組を推進しています。

### （3） 県のこれまでの取組

#### ア 東日本大震災津波からの復旧・復興

平成23年3月に発生した東日本大震災津波において、防潮堤などの海岸保全施設の多くが被災するとともに、大量の災害廃棄物が海域に流出するなど、本県の海岸は甚大な被害を受けました。災害廃棄物の処理は平成26年3月までに完了したほか、海岸保全施設や漁港、港湾施設の復旧・整備が進むなど、被災した沿岸地域の復旧・復興は着実に進んでいます。

#### イ いわて県民計画（2019～2028）

平成31年3月に、岩手県の総合計画である「いわて県民計画（2019～2028）」（以下「県民計画」といいます。）を策定し、長期ビジョンにおいて政策推進の基本方針を示すと

---

もに、第1期アクションプラン政策推進プラン（2019年度～2022年度）において、その具体的な推進方策を示しています。

自然の豊かさとともに暮らすことができる岩手の実現に向けて、良好な自然環境の保全や循環型地域社会の形成等に取り組むこととしており、具体的な推進方策として、「森から川を経て海に至る健全な水循環が図られるよう、海岸漂着物の円滑な処理、県民等の参加による河川や海岸等の保全などの取組を進める」、「使い捨てプラスチックなどの廃棄物の3Rを基調とするライフスタイルの定着や環境に配慮した事業活動を促進するため、市町村との連携・協力を図りながら、更に県民参加型の取組を推進する」等を掲げています。

## ウ 環境保全の取組

本県においては、ふるさとの豊かな森、川、海を次の世代に引き継ぐことを目指して、平成15年に岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例（平成15年岩手県条例第64号。以下「森川海条例」といいます。）を制定しました。この条例に基づき、流域の特性に応じた総合的かつ長期的な目標及び施策の方向等を内容とする流域基本計画を策定し、この計画の実現に向け、流域協議会が中心となり、河川や海岸等の清掃、植林や間伐等の森林整備、水生生物調査等を通じた環境学習による人材育成等、住民参加による海岸漂着物等の効果的な発生抑制に資する様々な環境保全活動が実施されています。

また、廃棄物の発生を抑制し、3R<sup>3</sup>（リデュース、リユース、リサイクル）を推進するため「クリーンいわて運動」を展開しているほか、不法投棄防止を図るため6月と10月を不法投棄追放月間に設定し不法投棄監視パトロールを行う等、環境保全活動に取り組んでいます。

## 1.2 計画策定の目的

- SDGsにおいては、「誰一人として取り残さない」という理念のもと、持続可能な開発目標を掲げ、世界全体での連携した取組が求められています。また、この世界の動きに即応する形で、国内においても法の整備等が急速に進められています。海岸漂着物対策は、まさに重要かつ喫緊の課題です。
- また、海洋や海洋資源を保全し、持続可能な形で利用していくためには、海岸漂着物等を処理するだけでなく、海へ流出する廃棄物を抑制するため、廃棄物の発生の削減や適切な処理が重要であり、公的機関や民間事業者、県民など多様な主体による連携・協力のもとに取り組む必要があります。
- この地域計画は、このような状況のもと、被災前の姿を取り戻しつつある本県の海岸の良好な景観や海洋資源を保全し、持続可能な社会を形成していくため、多様な主体が連携・協力して、海岸漂着物等の円滑な処理や効果的な発生抑制を図る施策等を推進することを目的として策定するものです。
- そして、この目的を実現するため、本県の現状や課題を踏まえた海岸漂着物対策の基本方針を示すとともに、重点的に対策を推進する区域とその内容、関係者の役割分担と相互

---

<sup>3</sup> 3R：リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）の3つのR（アール）の総称



---

協力に関する事項等を定めるものです。

- SDGsにおける理念、国の基本方針並びに県民計画に掲げる推進方策及び多様な主体の「参画」という政策推進の基本的な方向性を踏まえ、海岸漂着物処理推進法第14条の規定に基づき、この地域計画を策定するものです。

### 1.3 地域計画の期間

この地域計画の計画期間は、県民計画第1期アクションプランの終期に合わせ、令和元年度から令和4年度までの4年間とします。

なお、県は、「7.4 地域計画の見直し」により、必要に応じて地域計画の見直しを行います。

## 2.1 自然的特性

## (1) 海岸部における地形的特徴等

本県は、本州の北東部に位置し、東西約122km、南北約189kmと南北に長い楕円の形をしています。東は太平洋に面し、北は青森県、西は秋田県、南は宮城県に接し、その広さは15,275km<sup>2</sup>で北海道に次ぐ広大な面積を有しています。

太平洋に面する延長約700kmの海岸線は、美しく変化に富み、宮古市から南は沈降海岸で入り江の多いリアス海岸となっており、宮古市から北は隆起海岸で海食崖や海岸段丘が発達した地形となっています。

## (2) 海岸部に流下する河川の現況

本県内には一級河川<sup>4</sup>3水系があり、宮城県に注ぐ北上川、青森県に注ぐ馬淵川、秋田県に注ぐ米代川となっています。なお、本県下の海岸に流れる一級河川水系はありません。

二級河川<sup>5</sup>は、表2-1に示すとおり45水系となっています。図2-1は主な河川の位置を示したもので、このうち他県に注ぐ河川は3水系（新井田川、大川、津谷川）となっています。

表2-1 本県の二級河川一覧

水系名	延長 (km)	河口のある自治体	水系名	延長 (km)	河口のある自治体
新井田川	49.250	八戸市	大槌川	12.500	大槌町
川尻川	12.000	洋野町	小槌川	11.782	大槌町
有家川	16.800	洋野町	鶯住居川	23.127	釜石市
高家川	22.100	洋野町、久慈市	水海川	3.900	釜石市
久慈川	27.609	久慈市	甲子川	20.700	釜石市
玉の脇川	1.500	久慈市	片岸川	3.819	釜石市
宇部川	6.982	野田村	熊野川	8.000	釜石市
米田川	1.650	野田村	吉浜川	2.350	大船渡市
安家川	27.928	野田村	浦浜川	1.650	大船渡市
普代川	23.427	普代村	泊川	1.000	大船渡市
明戸川	3.000	田野畑村	甫嶺川	3.300	大船渡市
平井賀川	1.800	田野畑村	綾里川	3.600	大船渡市
松前川	9.700	田野畑村	合足川	1.000	大船渡市
小本川	48.655	岩泉町	後の入川	1.200	大船渡市
撰待川	8.509	宮古市	盛川	10.800	大船渡市
田代川	12.327	宮古市	須崎川	2.200	大船渡市
閉伊川	75.655	宮古市	船河原川	0.700	大船渡市
八木沢川	1.900	宮古市	浜田川	3.700	陸前高田市
津軽石川	13.091	宮古市	気仙川	40.037	陸前高田市
重茂川	2.700	宮古市	長部川	3.100	陸前高田市
大沢川	5.700	山田町	大川	12.000	気仙沼市
関口川	4.400	山田町	津谷川	5.500	気仙沼市
織笠川	7.400	山田町			

出所：岩手県県土整備部河川課調べ

<sup>4</sup> 一級河川：1965年に施行された河川法によって、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定された「一級水系」に係る河川のうち、河川法による管理を行う必要があり、国土交通大臣が指定（区間を限定）した河川

<sup>5</sup> 二級河川：一級水系以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で、河川法による管理を行う必要があり、都道府県知事が指定（区間を限定）した河川



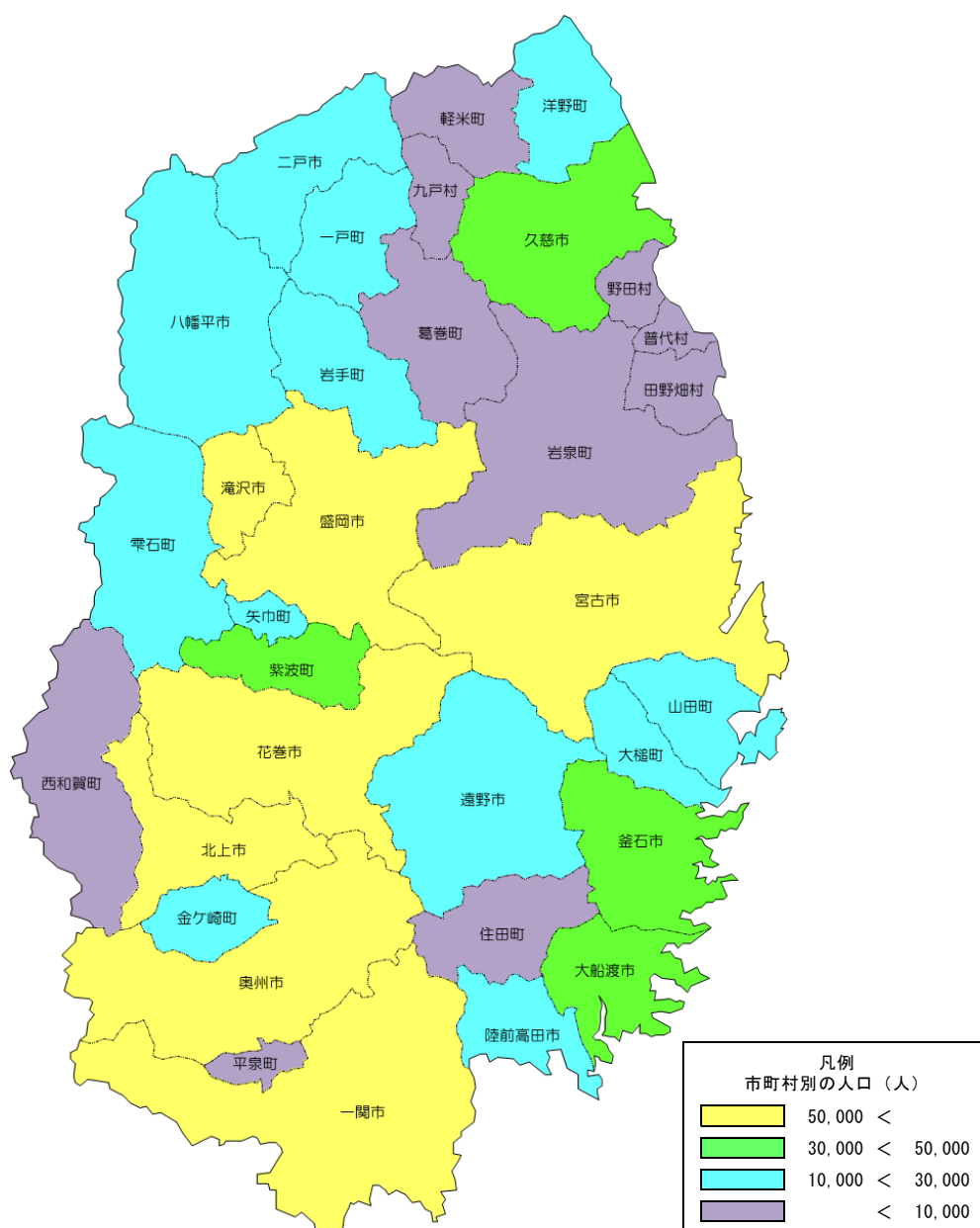
## 2.2 社会的特性

### (1) 人口分布

本県の総人口は、平成31年1月現在、約125万人であり、そのうち沿岸12市町村の人口は約24.2万人となっており、県人口の約19%を占めています。沿岸市町村では宮古市が約5.3万人で最も多く、次いで大船渡市が約3.7万人、久慈市が約3.5万人、釜石市が約3.4万人となっています。

また、内陸部では、宮城県に注ぐ北上川の流域8市7町の人口は県人口の約75%、青森県に注ぐ馬淵川の流域1市2町の人口は約4%を占めています。

図2-2 市町村別人口分布図（平成31年1月1日現在）



出典：「住民基本台帳年報」（岩手県）

## (2) 自然公園・ジオパーク<sup>6</sup>

### ア 自然公園

本県の海岸沿岸域における自然公園は表2-2に示すとおりであり、11市町村にかけて「三陸復興国立公園」に指定されています。宮古市から北部は隆起性の段丘海岸、南部は沈降性の典型的なリアス海岸となっており、良好な自然景観を有するとともに、三陸復興国立公園には毎年、約550万人もの人々が訪れています。

また、「国定公園」としては早池峰国定公園（遠野市、花巻市、宮古市）が、「県立自然公園」としては、久慈平庭県立自然公園（久慈市、葛巻町）、外山早坂高原県立自然公園（岩泉町、盛岡市）、五葉山県立自然公園（釜石市、大船渡市、住田町）、室根高原県立自然公園（陸前高田市、一関市）が指定されています。

### イ ジオパーク

青森県八戸市から宮城県気仙沼市まで、沿岸部全域（13市町村）を含む海岸線にして約300kmに及ぶ地域が、三陸ジオパークとして日本ジオパークに認定されています。

ジオパークでは、見どころとなる場所をジオサイトに指定して、多くの方が将来にわたって地域の魅力を知り、利用できるよう保護を行うとともに、ジオサイトを教育やジオツアーなどの観光活動などに活かし、地域を元気にする活動や、そこに住む人たちに地域の素晴らしさを知ってもらう活動を行っています。

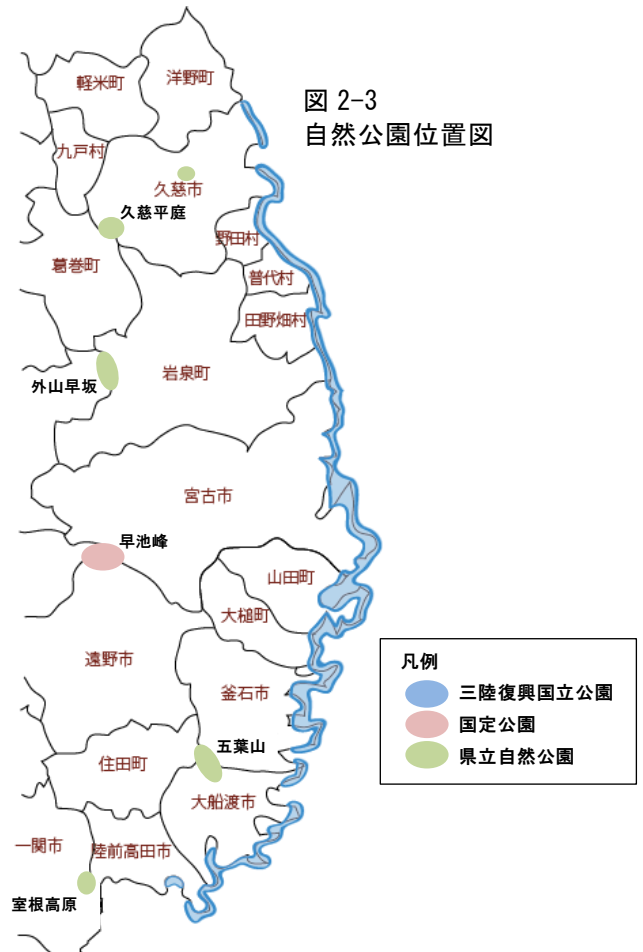
写真 2-1 三陸ジオパーク ジオサイトの一例



北山崎（田野畑村）



三王岩（宮古市）



出所：「いわてデジタルマップ」  
<https://www.sonicweb-asp.jp/iwate/>

<sup>6</sup> ジオパーク：地域に親しみ、山や川をよく見てその成り立ちと仕組みに気付き、生態系や人間生活との関わりを考える場所。また、そのような地球を学ぶ旅を楽しむ場所

表 2-2 沿岸部の自然公園一覧 (1/2)

公園の種類	公園名	関係市町村	面積 (ha)	公園の特徴	指定 年月日
国立公園	三陸復興	久慈市 野田村 普代村 田野畑村 岩泉町 宮古市 山田町 大槌町 釜石市 大船渡市 陸前高田市	11,232	<p>昭和30年に指定された陸中海岸国立公園は、岩手県の北部久慈市から南部の陸前高田市、さらに宮城県の一部を含む海岸地域で、多くの人に親しまれてきましたが、平成23年3月11日の東日本大震災津波により大きな被害を受けました。平成25年、再生の願いをこめて、名称に「復興」を含め、青森県、宮城県の区域を広げて再指定されました。</p> <p>宮古市から北部は隆起性の段丘海岸、南部が沈降性の典型的なリアス海岸となっており、特に北部は、大規模な断崖と岩礁景観が連続するわが国を代表する海岸景観となっています。</p>	2013. 5. 24
国定公園	早池峰	遠野市 花巻市 宮古市	5,463	<p>北上高地の中央部に位置し、早池峰山とその南に対峙する薬師岳を中心とした公園です。早池峰山と薬師岳の山頂は直線距離にして約3kmほどであり、早池峰山の地質は蛇紋岩、対する薬師岳は花崗岩であり、その植物群も全く異なっています。</p>	1982. 6. 10
県立 自然公園	五葉山	釜石市 大船渡市 住田町	5,918	<p>北上高地南部の高峰五葉山とこれに接する大窪山一帯を地域とする公園で、五葉山はハクサンシャクナゲ、レンゲツツジの群落、コメツガの原生林が美しく、北限のホンシュウジカの生息地としても有名です。</p> <p>また、ツツジ科のゴヨウザンヨウラクが固有種とされています。</p>	1966. 6. 1

出所：「いわての自然公園」

(<https://www.env.go.jp/park/sanriku/>)

(<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/shizen/shizen/shizenkouen/1005441.html>)

表 2-2 沿岸部の自然公園一覧 (2/2)

公園の種類	公園名	関係市町村	面積 (ha)	公園の特徴	指定 年月日
県立 自然公園	室根高原	陸前高田市 一関市	1,495	北上高地の南端、宮城県に接する地域にある室根山を中心とした公園で、頂上は展望に優れ、パラグライダーなどスカイスポーツのメッカとなっています。 また、国民休養地にも指定されています。	1974.6.4
	久慈平庭	久慈市 葛巻町	1,844	久慈川に沿った久慈溪流と、平庭峠を中心とした高原地域の2地域からなっており、それぞれ溪流景観、シラカバ林及びレンゲツツジの群落が美しく、自然を楽しむことができます。	1961.5.8
	外山早坂	岩泉町 盛岡市	9,333	岩洞湖を中心とした地域と、早坂峠を中心とした地域の2地域からなる公園です。岩洞湖の北西には美しい稜線を持つ姫神山があり、岩洞湖の人工美と姫神山の自然美の調和した景観を望むことができます。	1961.5.8

出所：「いわての自然公園」

(<https://www.env.go.jp/park/sanriku/>)

(<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyoushizen/shizen/shizenkouen/1005441.html>)

### (3) 港湾・漁港施設

本県には、久慈港、宮古港、釜石港及び大船渡港の4つの重要港湾並びに八木港及び小本港の地方港湾があります。また、市町村管理の漁港が80、県管理の漁港が31、計111の漁港が存在し、港湾・漁業活動が盛んに行われています。

また、各地域の海岸においては、アワビやウニ等の採介藻漁業<sup>7</sup>が盛んに行われており、特にワカメの養殖とアワビ漁業は全国有数の生産高を誇っています。

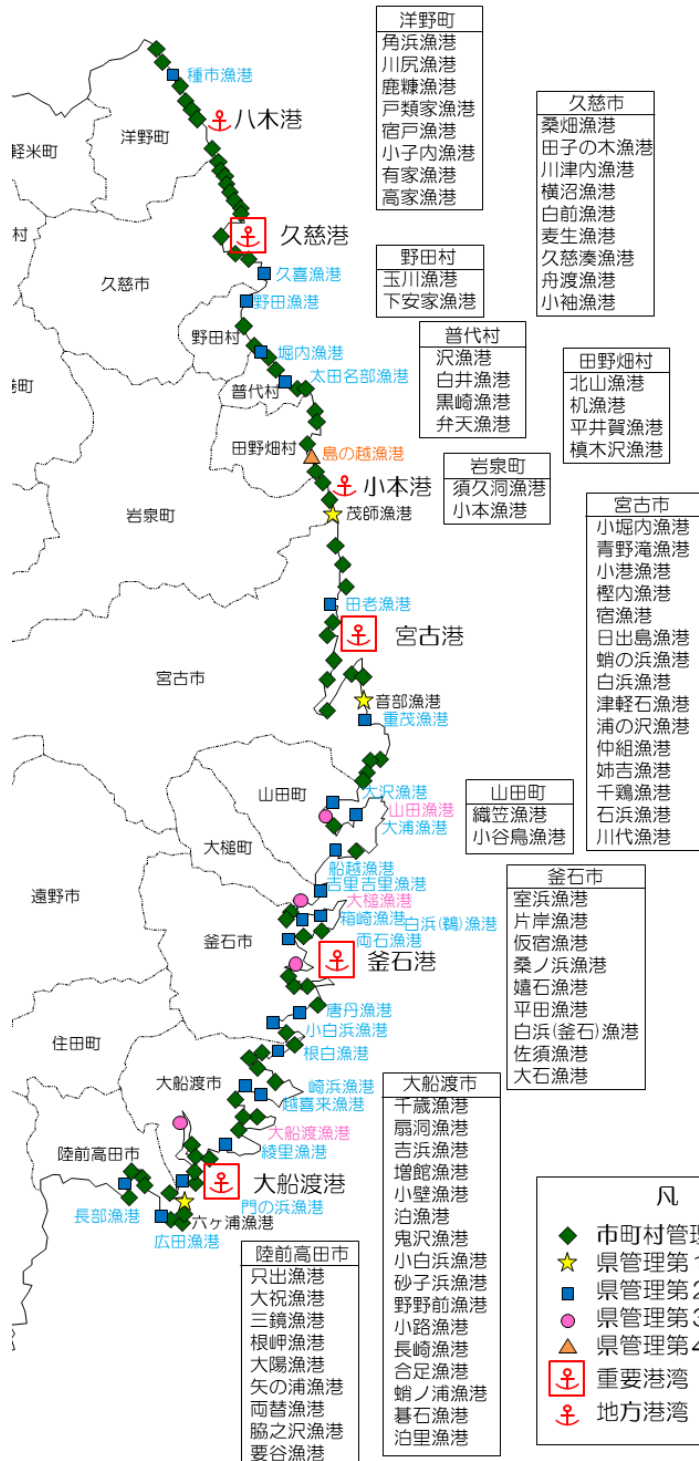


表 2-3 岩手県の港湾・漁港数

【港湾】

種別	県管理
重要港湾	4
地方港湾	2
計	6

【漁港】

種別	県管理	市町村管理	計
第1種漁港	3	80	83
第2種漁港	23		23
第3種漁港	4		4
第4種漁港	1		1
計	31	80	111

図 2-4 港湾・漁港位置図

出所：岩手県県土整備部河川課作成

<sup>7</sup> 採介藻漁業：浅海における海藻、貝類の採取及び養殖業



#### (4) レクリエーション施設

本県では、海水浴、キャンプ、釣り、サーフィン等の様々な海洋性レクリエーションが盛んに行われています。活動拠点となる海水浴場、キャンプ場、海浜公園は東日本大震災津波により被災したものの、整備が進められ、着実に再開しています。

##### ア 海水浴場

海水浴場が存在する地域では、海岸利用に伴い廃棄物が発生しやすく、また、海岸漂着物等が海岸利用の妨げになるおそれがあります。

表2-4 主な海水浴場

海水浴場	所在市町村	備考
浄土ヶ浜	宮古市	
オランダ島	山田町	
吉里吉里海岸	大槌町	
侍浜岩場海水プール	久慈市	
真崎海岸	宮古市	小港部分に限り、2019年、海水浴場設置
荒神海水浴場	山田町	2014年、海水浴場再開
舟渡海水浴場	久慈市	
藤の川海水浴場	宮古市	
蛸ノ浜	宮古市	
種市海浜公園海水浴場	洋野町	
北侍浜野営場	久慈市	
浦の浜海水浴場	山田町	2017年、海水浴場再開
吉浜海水浴場	大船渡市	2018年、海水浴場再開
越喜来浪板海水浴場	大船渡市	2017年、海水浴場再開
広田海水浴場	陸前高田市	2018年、海水浴場再開
机浜海水浴場	田野畑村	2018年、海水浴場臨時開設
根浜海水浴場	釜石市	2019年、海水浴場再開
小港海水浴場	宮古市	2019年、海水浴場設置
女遊戸海水浴場	宮古市	2019年、海水浴場再開
綾里海水浴場	大船渡市	2019年、海水浴場再開

※ 備考欄の海水浴場再開の時期等については、公益財団法人岩手県観光協会「いわての旅」及び各市町村のホームページに明記されている内容（令和元年8月31日現在）を記載しました。

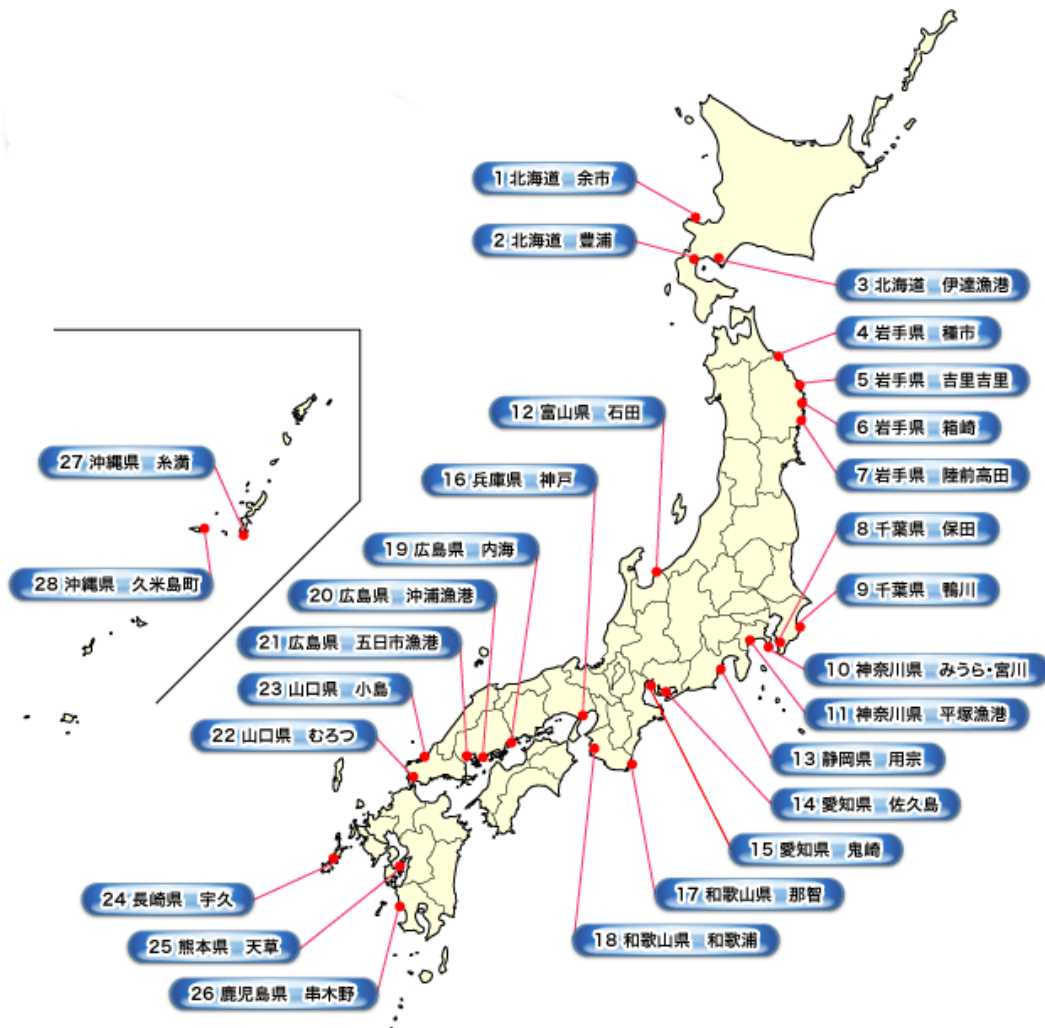
##### イ フィッシャリーナ<sup>8</sup>

海洋性レクリエーションの多様化に伴い、プレジャーボートによる漁港利用の需要が増大したこと等を踏まえ、本県においては、漁業活動のための区域と海洋性レクリエーションのための区域とを分離した施設であるフィッシャリーナが4箇所整備されています。

<sup>8</sup> フィッシャリーナ：「フィッシュ（Fish）」と「アリーナ（Arena）」を組み合わせた造語であり、漁港内に設置されている漁船以外の船舶（プレジャーボート）専用の係留保管施設及び周辺環境施設のこと。

種市フィッシャリーナ（洋野町：種市漁港）については平成25年9月に、箱崎フィッシャリーナ（釜石市：箱崎漁港）については平成28年12月に、それぞれ使用許可の受付を再開しています。

図 2-5 全国のフィッシャリーナ位置図



出所：「公益社団法人全国漁港漁場協会」(<http://www.gyokou.or.jp/fisharena/index.html>)

写真 2-2 種市フィッシャリーナの状況



出所：岩手県ホームページの「フィッシャリーナの概要」(<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukouyu/suisan/kibanseibi/1008562/fisharena/1008566.html>)

### 3.1 海岸漂着物等の現状

#### (1) 海岸漂着物等の発生等の状況

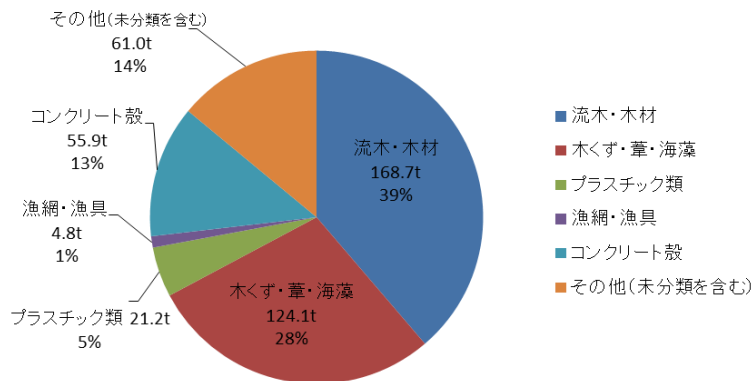
本県では、東日本大震災津波により大量の災害廃棄物(がれき)が海域に流出したこと、また、防潮堤等の海岸保全施設<sup>9</sup>の多くが被災し、その復旧・復興工事が行われていたことから、震災後の数年間は海岸漂着物等の量や内容を把握することは困難でした。そのため、海岸漂着物等の漂着状況に関するデータが少ない状況です。

その後、災害廃棄物の処理が完了し、海岸保全施設の復旧・復興が進んだことから、海水浴場の再開等、海岸の利用が行われるようになってきました。

このような状況を受け、平成30年度に、県・市町村が管理する海岸施設を対象として、海岸漂着物等の回収・処分状況の調査を行いました。

海岸漂着物等のうち、海岸の管理上支障があるものとして回収・処分された量は、図3-1のとおりです。総量約436 tのうち、流木・木材、木くず・葦<sup>あし</sup>・海藻等の自然物が292.8 tと全体の約67%を占め、プラスチック類が21.2 t、漁網・漁具が4.8 t、コンクリート殻が55.9 t、未分類が61.0 tとなっています。

図3-1 県内で回収・処分された海岸漂着物等の内訳（重量ベース）



(平成30年度・岩手県県土整備部河川課調べ)

#### (2) 海岸漂着物等の漂着要因

平成30年度の調査結果において多くを占めている流木・木材、木くず・葦<sup>あし</sup>については、県内沿岸部の河川から海域に流出し、海藻、漁網・漁具については、風浪等により県内外の沿岸部から漂流したものと推測されます。

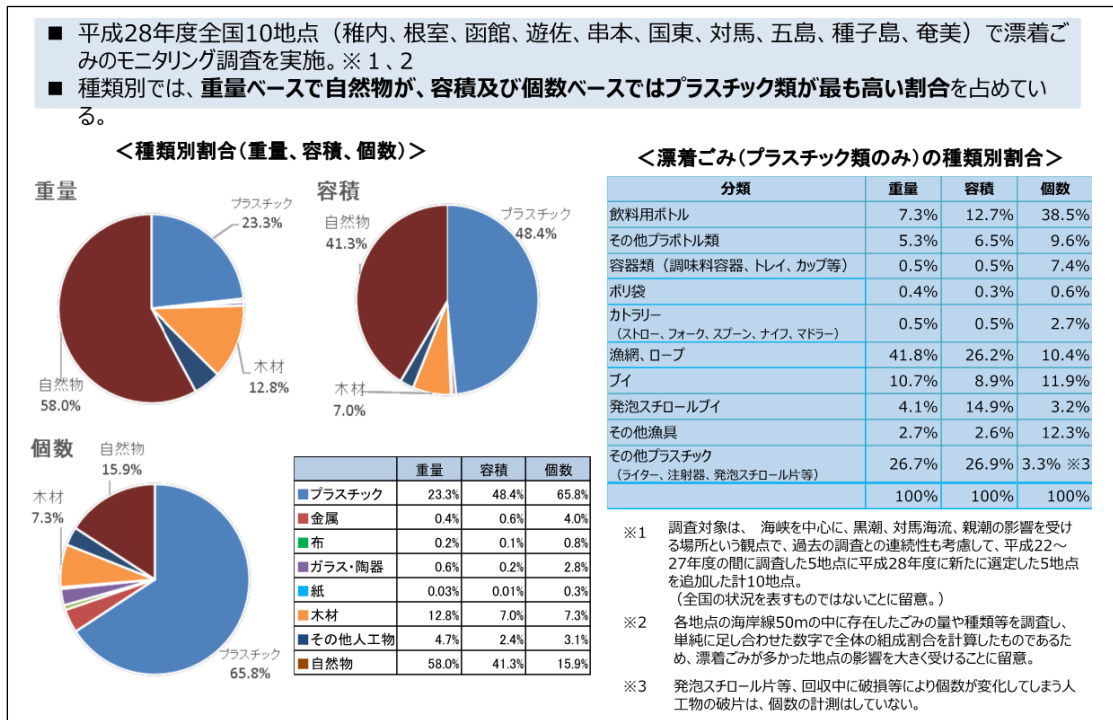
上記以外のプラスチック等の海岸漂着物等については、発生源を推定できる情報が少ないことや分布に傾向が見られないことから漂着要因を推定することが困難でした。

なお、環境省が平成28年度に実施した全国10地点（稚内、根室、函館、遊佐、串本、国東、対馬、五島、種子島、奄美）での漂着ごみのモニタリング調査によれば、調査地点全

<sup>9</sup> 海岸保全施設：海岸保全区域内にある堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜その他海水の侵入又は海水による侵食を防止するための施設

体では、種類別では重量ベースで自然物が、容積及び個数ベースではプラスチック類が最も高い割合を占めています。重量ベースで自然物が多い状況は本県と同様ですが、コンクリート殻が約1割を占めるような状況ではありません。今後の継続的なモニタリング等により、海岸漂着物等の組成、存在量及びこれらの経年変化を把握していく必要があります。

図3-2 国内での漂着ごみ調査結果（平成28年度・全国10地点での調査）



出所：環境省資料

### 3.2 海岸漂着物対策の現状

#### (1) 海岸漂着物等の処理に関する県内の取組状況

##### ア 海岸管理者等による処理

###### (ア) 日常管理における処理

海岸、港湾及び漁港の各管理者は、定期的に行うパトロールのほか、港湾や漁港の利用者からの情報提供等により把握した海岸漂着物等については、維持管理上支障とならないよう処理を行っています。

###### (イ) 災害関連事業等による処理

洪水、台風等により大量の流木やごみ等が海岸に漂着し、海岸保全施設等の機能を阻害する場合で漂着量が1,000m<sup>3</sup>以上のものについては、国の補助事業である「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」を活用して処理を行っています。港湾施設<sup>10</sup>及び漁港施設<sup>11</sup>については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく災害復旧事業により処理を行っています。

また、当該事業の採択要件に満たない規模の流木等については、県単独災害復旧事業により処理を行っています。

<sup>10</sup> 港湾施設：港湾の利用又は管理に必要な施設（航路、防波堤、岸壁、臨港道路など）

<sup>11</sup> 漁港施設：漁港区域内にある基本施設（防波堤、岸壁、泊地等）及び機能施設（道路、橋、用地等）

## イ ボランティア等による清掃活動

(ア) 国土交通省では毎年7月を「海岸愛護月間」とし、海岸の清掃やイベント等を通して海岸愛護活動を展開しており、県内においても、海岸愛護月間中に市町村等が主催してボランティア等による海岸清掃活動が行われています。

東日本大震災津波以前は、表3-1に示すとおり、多い年には15海岸で延べ3千人以上のボランティア等が参加し海岸清掃活動が行われていました。東日本大震災津波以降は参加者数が減少したものの、近年では、海水浴場の再開等に合わせて清掃活動が行われ、令和元年度においては大野海岸（陸前高田市）等で清掃活動が行われています。

表 3-1 海岸愛護月間中の清掃活動状況

年度	実施海岸数	実施件数	参加延べ人数
H14	9	14	2,201人
H15	14	15	1,480人
H16	11	13	1,672人
H17	15	18	3,400人
H18	8	13	1,179人
H19	5	5	500人
H20	7	—	—
H21	11	13	1,582人
H22	7	8	891人
H23	2	2	111人
H24	1	1	11人
H25	1	1	72人
H26	1	1	120人
H27	2	2	189人
H28	1	1	18人
H29	—	—	—
H30	3	3	234人
R1	4	4	378人

出所：岩手県県土整備部河川課調べ

表3-2 海岸愛護月間における清掃活動（令和元年度）

名 称	海岸名	主 催	参加人数
宇留部地区海岸清掃	宇留部海岸	普代村	20人
藤の川地区海岸清掃	宮古港海岸藤の川地区	岩手県	70人
根浜海岸清掃	根浜海岸	一般社団法人根浜 M I N D	50人
大野海岸清掃	大野海岸	陸前高田市	238人

出所：岩手県県土整備部河川課調べ

(イ) 海洋の環境問題についての理解を高め、海を未来へ引き継ぐアクションの輪を広げていくことを目的とする「海と日本PROJECT」の活動が、公益財団法人日本財団、総

合海洋政策本部<sup>12</sup>、国土交通省の旗振りのもと全国で取り組まれています。また、環境省と日本財団は、「海ごみゼロウィーク」（5月30日（ごみゼロの日）から6月5日（環境の日）を経て6月8日（世界海洋デー）前後の期間）を定め、海洋ごみ削減に向けた全国一斉清掃活動への参加を広く呼びかける等の活動を行っています。

県内においても、「いわて海ごみなくし隊」（海と日本PROJECTin岩手）による海岸清掃活動や海洋環境の保護の啓発活動などの取組が県内各地域で積極的に展開されています。

写真3-1 海岸清掃活動の状況



（写真提供：いわて海ごみなくし隊（海と日本PROJECTin岩手））

（ウ）北上川や中津川においては、毎年4月下旬に、約190団体・約2,600名のボランティアが参加して「北上川一斉河川清掃」（北上川水系水質汚濁対策連絡協議会主催）が行われるなど、県内の河川においても、ボランティア等による清掃活動が積極的に展開されています。

写真3-2 北上川一斉河川清掃の状況（平成31年4月）



（写真提供：国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所）

（エ）県では、「いわての川と海岸ボランティア活動等支援制度」により、県が管理する河川や海岸において地元自治会等が行う清掃や美化等のボランティア活動を支援しています。制度活用団体数の推移は、表3-3に示すとおり東日本大震災津波後は一時減少したものの、その後は、河川の清掃活動に係る利用件数が増加傾向にあります。他方、近年、海岸清掃に係る活用の実績がなく、制度の周知・活用の促進が課題となっています。

<sup>12</sup> 総合海洋政策本部：海洋基本法（平成19年法律第33号）に基づき、海洋に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、内閣に設置された組織。海洋基本計画の案の作成及び実施の推進に関する事務等を所掌している。

表3-3 いわたの川と海岸ボランティア活動等支援制度活用団体数（単位：団体）

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
河川	42	48	25	32	37	44	59	61	60	62
海岸	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0
計	45	50	25	32	37	44	59	61	60	62

出所：岩手県県土整備部河川課調べ

#### ウ 東日本大震災津波により発生した災害廃棄物等の処理

東日本大震災津波により大量の災害廃棄物等が発生しましたが、そのうち、港湾及び漁港内に流出し船舶の航行等に支障を及ぼすものについては「災害復旧事業」により処理し、漁場等に流入・堆積し、漁業活動の支障となるものについては国の「漁場復旧対策支援事業」を活用して撤去しました。

また、上記以外の場所に堆積し、生活環境に支障がある災害廃棄物については「災害等廃棄物処理事業」を活用して処理し、平成26年3月に処理が完了しました。

#### (2) 海岸漂着物等の発生抑制に関する県内の取組状況

##### ア 流域の連携による環境保全活動の推進

森川海条例に基づき、各広域振興局・保健福祉環境センター単位で、流域の特性に応じた総合的かつ長期的な目標及び施策の方向等を内容とする流域基本計画の策定に取り組み、県内の全ての流域において計画が策定されています。

計画の実現に向け、流域ごとに住民、事業者、NPO、行政機関等を構成員とする流域協議会を設置し、関係機関が連携して計画を推進することとしており、河川や海岸等の清掃、植林や間伐等の森林整備等、ボランティアによる地域課題に応じた活動のほか、水生生物調査等を通じた環境学習による人材育成等、住民参加による海岸漂着物等の効果的な発生抑制に資する様々な環境保全活動が実施されています。

表3-4 流域基本計画の策定状況

年度	策定計画
H16	花巻（豊沢川）、北上（和賀川）、宮古（閉伊川・小本川）、久慈（久慈川）
H17	奥州（北上川、胆沢川）、花巻（葛丸川）、遠野（猿ヶ石川）、一関（磐井川、金流川、太田川、砂鉄川、千厩川、黄海川、大川・津谷川）、釜石（大槌川・小鎚川・鶴住居川・水海川・小川川・甲子川・片岸川・熊野川）、久慈（洋野町流域）、二戸（馬淵川・新井田川）
H18	盛岡（北上川上流、米代川・馬淵川上流）、花巻（稗貫川、猿ヶ石川）、大船渡（三陸町流域、盛川、気仙川）、久慈（野田村・普代村流域）

出所：岩手県環境生活部環境生活企画室調べ

表3-5 活動団体及び事業数

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
団体数	662	701	661	651	661	644	612
事業数	480	620	683	960	866	810	839

出所：岩手県環境生活部環境生活企画室調べ

表3-6 流域基本計画に基づく主な環境保全活動の実績

流域基本計画	活動内容	実績
久慈地域流域基本計画	清掃活動 (くじ川の会)	ごみ回収量： H29 軽トラック2台分、タイヤ2本 ほか H30 70リットル入りゴミ袋9袋分
宮古・下閉伊地域流域ビジョン	海浜清掃活動 (宮古湾海事振興会)	H30 7/14実施、12名参加
	自然公園クリーン作戦 (浄土ヶ浜をきれいにする会)	H30 7/14実施、133名参加
	金浜海岸清掃活動 (宮古市立高浜小学校)	H30 6/14実施、61名参加 (小学生43名、教職員14名、海保4名)
	みちのく潮風トレイルをきれいにしよう！(浄土ヶ浜ビジターセンター運営協議会)	H30 6/30実施、20名参加 10/21実施、20名参加
大船渡湾水環境保全計画	湾内清掃船「さんご丸」による清掃活動	大船渡湾内から回収したごみの処理量 H29 22,820kg H30 4,400kg
大船渡市三陸町地域流域基本計画	各団体等における海岸清掃活動	H29 5回、332名(綾里中、越喜来中、浦浜地区・甫嶺地区の漁業関係者) H30 7回、389名(綾里中、越喜来中、吉浜中、浦浜地区・甫嶺地区の漁業関係者、崎浜地区住民)
気仙川流域基本計画	気仙川一斉清掃 (気仙川清流化推進協議会)	H29 1回、6,020kg H30 1回、7,000kg

出所：岩手県環境生活部環境生活企画室調べ

## イ 環境美化活動

県は、昭和59年に「クリーンいわて運動推進要綱」を定め、環境美化活動の実践により、ごみの散乱を防止し住環境の清潔を保持するとともに、廃棄物の発生を抑制し、3Rを推進するため「クリーンいわて運動」を実施しています。

表3-7 ポイ捨て・不法投棄・散乱ごみの回収量(平成30年度)

	市町村が自ら実施した清掃・回収活動で回収された量	市町村が把握している町内会、市民団体、事業者等が実施した清掃・回収活動で回収された量
県内市町村	約49.6 t	約137.7 t

出所：岩手県環境生活部資源循環推進課調べ

## ウ エコショップいわて認定制度

ごみ減量化を進めるためには流通から消費段階における対策が必要であることから、平成16年度に本県独自の「エコショップいわて認定制度」を創設しました。ごみの減量



化やリサイクルに積極的に取り組む小売店(エコショップ)や飲食店(エコレストラン)の認定を行うとともに、優れた実績を挙げた店舗や先駆的な取組を実施している店舗等を「エコショップいわて優良事例」として表彰する等により、レジ袋の削減や食品トレ一等の店頭回収等各店舗における自主的な取組を促進しています。

【認定状況(平成31年3月末現在)】

エコショップいわて：224店舗、エコレストランいわて：6店舗

【平成30年度エコショップいわて優良事例表彰 受賞者の概要】

1 部門別表彰(下記部門ごとに実績が優れている認定店舗を表彰)

部門	受賞者	実績(前年度比)
廃棄物発生抑制の部	ジョイスー戸店(一戸町)	廃棄物排出量：28%減
レジ袋削減の部	マリンコープDORA (宮古市)	レジ辞退率：10%増
店頭資源回収の部	コープ西が丘(宮古市)	店頭資源回収重量：34%増
店舗廃棄物リサイクルの部	ローソン盛岡みたけ四丁目店(盛岡市)	店舗廃棄物リサイクル重量：28%増加

2 総合表彰(部門ごとの取組実績や達成に向けた先駆的な取組等、総合的に優れた認定店舗を対象に表彰)

受賞者	表彰理由
コープ花巻あうる(花巻市)	廃棄物の発生抑制として、生ごみの水切りの徹底、店頭資源回収として、食品トレ等に加えて古紙回収も実施する等、積極的な取組を行っている。
イトーヨーカ堂花巻店(花巻市)	県内では先進的な取組としてレジ袋の有料化を実施し、平成29年度はレジ袋辞退率76%(前年度比8%増)であり、認定店の中で最も高いレジ袋辞退率となっている。
キリンシティ盛岡(盛岡市)	食材を無駄にしないエコクッキングの実施等飲食店の模範となる取組を行っている。

3 特別表彰(ごみの減量化・リサイクルの推進に関し先駆的な取組を進め、顕著な実績を収める等他の認定店の模範となる特に優れた取組を行う認定店又は認定店運営事業者等を表彰)

受賞者	表彰理由
いわて生活協同組合(認定店運営事業者)	認定店全店舗において、店頭資源回収を実施し、回収できるトレ等の現物や回収実績を店内に展示し、リサイクルに繋がる取組を積極的に行っている。また、「レジ袋節約デー」を設け、レジ袋の削減に取り組み、多くの店舗で辞退率50%以上を達成する等、他の模範となる取組を行っている。
有限会社川辺商会パスポート店(北上市)	店頭における容器への詰め替え販売や廃油石鹸・エコキャンドルづくり、来客者へのごみの減量・処理方法のアドバイス等3Rに繋がる普及啓発活動を積極的に実施する等、大型店舗では難しい細やかな取組を行っている。

## エ 廃棄物の発生抑制等に取り組む事業者に対する支援

### (ア) 岩手県再生資源利用認定製品制度

循環型地域社会の形成に関する条例（平成14年岩手県条例第73号）に基づき、廃棄物等の再生資源を利用した、一定の基準を満たす優良なリサイクル製品を認定し、県が優先的な利用に努めるとともに、県民、事業者、市町村等に積極的な利用を促すことにより、廃棄物の減量、リサイクル製品の需要拡大と資源の有効利用の促進に取り組んでいます。

#### 【主な認定状況（平成31年3月末現在）】

コンクリート二次製品（溶融スラグ利用）71製品、木製工作物46製品

### (イ) 産業・地域ゼロエミッション推進事業

環境に配慮した事業活動を促進し、環境産業の育成を図りながら、産業廃棄物等の減量化及びリサイクル等を推進することを目的として、平成15年度から、県内の事業者等が行う、主に県内で排出される産業廃棄物等の発生抑制等に係る事業活動に要する経費への補助を行っています。県内の事業者から排出される廃プラスチックの再生ペレット加工等、廃プラスチック類の再資源化、減量化等の取組に対しても、これまで12件の補助を行っています。

#### 【平成15年度から平成30年度までの補助事業の概要】

補助事業数	事業費（百万円）	補助額（百万円）
109	約2,068	約730

#### 【廃プラスチック類の減量化等の取組に対する補助の例】

事業者名	事業の概要・特徴
岩手県しいたけ生産事業協同組合（奥州市）	人工ほだ木を包む廃プラスチック袋をマテリアルリサイクル化し、処理費用を削減
小田島建設株式会社（北上市）	市町村から引き取る廃プラスチック製容器包装を再商品化する工程から生じる残さを活用し固形燃料（RPF）を製造
株式会社ケイ・エムアクト（一関市）	県内の自動車部品製造業者から発生する廃プラスチックを自社の製品原料として再生利用し、再生大型樹脂パネルを製造・販売
ニッコーファインメック株式会社（一関市）	小型家電廃棄物等の廃プラスチック、金属くずの混合物の中間処理（分別）を実施し、再生資源として活用するための選別ラインを整備し、機械装置による破碎・選別等を実施
株式会社志田産業（大船渡市）	県内の事業者から排出される廃プラスチックの再生ペレット加工を行い、県内の製品製造事業者へ生成原料を販売

## オ 農業用廃プラスチックの適正処理の推進

農業用廃プラスチックは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に規定する産業廃棄物となりますが、農協、市町村、県等で構成する各地域協議会（21組織・団体）が中心となり、地域的な回収処理体制を整備し、適正処理が行われています。

## カ 不法投棄の防止

県では、不法投棄の防止を図るため、6月と10月を不法投棄追放月間に設定し、以下の各事業を実施しています。

### (ア) 不法投棄監視パトロールの実施

広域振興局等管内毎に警察署、海上保安部、市町村、一般社団法人岩手県産業資源循環協会等を構成員とした合同会議により、不法投棄防止のための効果的な監視等の方策を検討し、合同パトロールを実施しています（H30：7箇所、H29：8箇所）。

### (イ) 青森・秋田・宮城県境合同会議・合同パトロールの実施

青森・秋田・宮城県に接する広域振興局等において、隣接する県の地方機関と合同でパトロールを実施しています（H30：4箇所、H29：4箇所）。

### (ウ) 産業廃棄物適正処理指導員（産廃Gメン）による活動

県内に産業廃棄物適正処理指導員を配置し、不適正処理の調査及び適正処理に向けた指導をしています（H30：11名）。

### (エ) 広域連携によるスカイパトロールの実施

北海道、東北6県及び新潟県と連携し、県警本部及び釜石海上保安部の協力を得て、ヘリコプターによるスカイパトロールを広域的に実施しています（本県のH30実績2日間・18地点調査）。

## キ 森林における流木災害防止対策の推進

国の「流木災害防止緊急治山対策プロジェクト」に基づいて、県では、平成29年度から治山ダムの新設と、これに併せて土石流等で流木化するおそれのある立木等の除去等を実施しています。

## ク 河川における立木除去の推進

河川内の樹木は出水時に流下の支障となるだけでなく、流木となり流出するおそれがあることから、県が管理する河川において、計画的に河川内の立木等の除去を行っています。

## (3) 環境学習・普及啓発に関する県内の取組状況

### ア 学校における環境学習の推進

学校における環境学習の支援を図るため、海をはじめとした北東北の素晴らしい自然の紹介や、暮らしの中での3Rに関する内容を掲載した、児童向け環境副読本「あかるい未来につなぐ 大切なふるさと&地球」を作成し、県内の小学5年生全員に配布しています。

### イ 多様で身近な環境学習機会の提供・支援、普及啓発

#### (ア) 環境学習交流センターによる取組

県内の環境活動拠点施設として、平成18年4月1日に県民情報交流センター（アイーナ）に環境学習交流センターを設置し、環境情報の収集提供、環境学習の支援及び環境保全活動の支援を行っています。

表3-8 環境学習交流センター利用者数 (単位:人)

H26	H27	H28	H29	H30
41,497	41,467	45,905	43,048	45,010

出所：岩手県環境生活部環境生活企画室調べ

---

(イ) 環境アドバイザーの派遣

県民の身近な環境学習を支援するため、県内の各地域で開催される環境問題の研修会等に、環境アドバイザーとして知事が委嘱した有識者を派遣する環境アドバイザーの派遣業務を平成3年度から行っています。

(ウ) 出張環境学習会の開催

環境学習広報車（愛称「エコカーゴ」）を活用した出張環境学習会を実施し、地域における環境学習を支援しています。

(エ) 水生生物による水質調査

水生生物調査は、川底に棲み、肉眼で見ることができる大きさの様々な生き物（カゲロウやサワガニ等）の生息状況を調べ、その結果から川の水質を把握するものであり、手軽に誰でも参加できることから、小学生から大人まで広く水質保全意識を啓発する学習教材として有効です。

本県の調査参加人数は例年全国上位であり、平成30年度の参加人数は4,032人（全国2位）でした。

**ウ 普及啓発活動**

海上保安庁第二管区海上保安本部、八戸海上保安部、釜石海上保安部、宮古海上保安署において、小中学生を対象とした図画コンクールや幼稚園児向けの環境教室、小中学生との海浜清掃等を行っています。

また、前述のとおり、「海岸愛護月間」「いわて海ごみなくし隊」「海ごみゼロウィーク」等におけるイベントや各種清掃活動等が県内各地域で実施されています。

### 3.3 海岸漂着物等に関する課題

#### (1) 海岸漂着物等の処理に関する課題

- 関係主体が連携して、生活や産業に影響を及ぼす海岸漂着物等を円滑かつ適正に処理する必要があります。特に、海岸漂着物等の多くを占める流木等は、台風や大雨の際の洪水に伴って河川から海域に流出することが多く、漁業等の生産活動に支障が生じるため処理に当たっては緊急的な対応を要します。
- 東日本大震災津波後の数年間は、津波により大量の災害廃棄物が流出したことや、海岸部では海岸保全施設等の復旧・復興工事が行われ、海岸漂着物等の量や内容を把握することが困難であったことから、海岸漂着物等のデータが少ない状況です。モニタリング調査等により、海岸漂着物等の状況を把握する必要があります。
- 東日本大震災津波以前に比べ、海岸愛護月間における海岸清掃等の活動が減少していましたが、最近では、ボランティアによる清掃活動が積極的に行われるようになってきており、民間事業者等と連携しながら、この活動を継続して支援していく必要があります。
- 海岸や河川の清掃については、ボランティアの活動によるところが大きいですが、県が実施している「いわての川と海岸ボランティア活動等支援制度」を活用し河川清掃を実施する団体数は増加傾向であるのに対して、海岸の清掃活動等を行う団体数は少ない状況です。
- ボランティアによる清掃活動は人力によるものが多く、流木等の大型の海岸漂着物等を処理することは困難です。また、人や車両が立ち入れない場所に海岸漂着物等が漂着した場合、回収が困難です。
- 回収した海岸漂着物等は海水を含むため、処理が困難となる場合があります。

#### (2) 海岸漂着物等の発生抑制に関する課題

- プラスチックごみについては、環境中で砕けマイクロプラスチックに変化して回収が困難となる前に円滑に処理する必要があるほか、その排出の抑制を図ることが重要です。
- 海岸に至る河川流域における清掃活動の実施等、内陸地域と沿岸地域が一体となった施策を推進する必要があります。
- (再掲) 東日本大震災津波以前に比べ、海岸愛護月間における海岸清掃等の活動が減少していましたが、最近では、ボランティアによる清掃活動が積極的に行われるようになってきており、民間事業者等と連携しながら、この活動を継続して支援していく必要があります。
- 廃棄物の3Rを推進するため、県民に対する普及啓発に取り組むとともに、民間事業者の取組を促進する必要があります。
- ポイ捨て・不法投棄を防止するため、県民に対する意識啓発や監視の徹底が必要です。
- 森林や河川における流木発生対策では、予定している箇所について計画的に事業を実施することが必要です。
- モニタリング調査を継続的に実施し、漁具やプラスチック類、生活系ごみ等漂着物の発生状況に応じた対策が必要です。

#### (3) 環境学習・普及啓発に関する課題

- 陸域で発生したごみが河川等の水域を経由する等して海域に流出又は飛散することに

---

鑑み、海岸漂着物対策は、海岸地域だけでなく内陸部も含めすべての地域における共通の課題であるとの認識を高め、県民一人ひとりの行動を促す必要があります。

- 児童・学生等に対しては、小中学校と連携したごみの回収活動等の環境学習を通じて、その意識の高揚を図ることが重要です。
- 地域における環境保全活動や3Rの取組を普及させるため、環境人材の育成や民間団体など多様な主体の参画が重要です。

#### 4.1 基本目標

- 本県の海岸は、全国に誇れる優れた自然環境に恵まれており、それを生かした漁業や観光等の産業も盛んに行われているほか、環境を守るための地域住民等による清掃活動等が森・川・海に至る各地域で行われています。
- 本県の海岸の優れた環境を守り、持続可能なものとして次世代に引き継いでいくためには、海岸漂着物等の回収・処理だけでなく、その原因となる廃棄物の発生抑制が重要です。また、国が策定した「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」にもあるとおり、海岸地域だけでなく内陸部も含めたすべての地域における共通の課題であるとの認識に立って、家庭、事業所、市街地、農地、河川、漁場等のあらゆる場所において、国民、事業者、民間団体、国、地方公共団体等すべての者が当事者意識を持って、真摯に対策に取り組んでいくことが求められています。
- 以上を踏まえ、本県における海岸漂着物対策の基本目標を以下のとおりとします。

森から川を経て海に至る流域全体で、県民が一体となって河川や海岸の環境美化、3Rの推進等に積極的に取り組み、良好な環境が保たれた海岸を守ります。

#### 4.2 海岸漂着物対策の基本方針

この基本目標を達成するため、以下の基本方針で海岸漂着物対策に取り組みます。

##### 1 海岸漂着物等の円滑な処理

- 海岸管理者等は、その管理する海岸の土地において、その清潔が保たれるよう、海岸漂着物等の処理のための必要な措置を講ずるものとします。
- 海岸管理者等は、海岸漂着物等の処理に当たっては、必要に応じ、市町村と連携を図るとともに、海岸漂着物等の多くが他の都道府県の区域から流出したものであることが明らかであると認められる場合における都道府県知事への協力要請等、都道府県との連携を図るものとします。

##### 2 海岸漂着物等の効果的な発生抑制

- 国内に由来して発生する海岸漂着物等は、山、川、海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着等したものであることを踏まえ、流域圏の内陸地域と沿岸地域が一体となって、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律等の各種リサイクル法の適切な実施を始めとする3Rの推進や、ごみ等の投棄の防止、ごみ等の水域等への流出又は飛散の防止を図り、日常生活や事業活動によって発生した海岸漂着物等となり得るごみ等の発生抑制に努めます。
- 海洋プラスチックごみ対策としては、環境中で砕けマイクロプラスチックに変化して回収が困難となる前に円滑に処理する必要があるほか、その排出の抑制を図ることが重要であることから、違法行為であるポイ捨て・不法投棄の撲滅を徹底するとともに、使

---

い捨てのプラスチック製容器包装品のリデュース等による経済的・技術的に回避可能なプラスチック類の使用の削減、リユース容器・製品の利用促進等により、廃プラスチック類の排出の抑制等に努めます。

### 3 環境学習・普及啓発

- 海岸漂着物等の円滑な処理やその発生抑制について、海岸の環境保全等に関する環境学習やエシカル消費<sup>13</sup>等の消費者教育の推進に必要な施策を講ずるよう努めます。
- 地域住民や民間団体等に対し、地域における海岸漂着物等の実態や海岸漂着物対策の実施状況等について積極的かつ効果的な周知を図ります。

### 4 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

- 国や地方公共団体のほか、県民や民間団体、事業者、研究者等の多様な主体が、適切な役割分担の下でそれぞれの立場から積極的に取組を進めるとともに、各主体が相互に情報を交換しつつ連携・協力を図ります。

---

<sup>13</sup> エシカル消費：地域の活性化や雇用等も含む、人や社会、環境に配慮した消費行動（倫理的消費）



## 5.1 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域の指定

- 国の基本方針においては、海岸漂着物等が海岸及び沿岸海域に集積することにより海岸における社会活動や良好な景観及び環境の保全に特に支障が生じるおそれがあり、重点的に対策を講ずることが必要とされる地域（重点区域）の設定に際しては、「地域でみられる海岸漂着物等の量及び質のほか、海岸の地形、景観、生態系等の自然的条件や海岸や海底の利用の状況、経済活動等の社会的条件について総合的に検討することが望まれる」とされています。
- これを踏まえ、本県の海岸を14の海岸に区分<sup>14</sup>し（図4-1のとおり）、以下の4つの項目に基づき検討した結果、本県の海岸は全ての項目に該当し、海岸漂着物対策を重点的に推進する必要があることから、本県沿岸全域を重点区域とします。

## ① 景観・環境

国立公園・自然公園、ジオパーク等、景観や自然環境に配慮が必要と認められる区域

## ② 港湾・漁港

港湾及び漁港が存在し、船舶の航行や漁業等経済活動の観点から対策が必要と認められる区域

## ③ 海岸利用

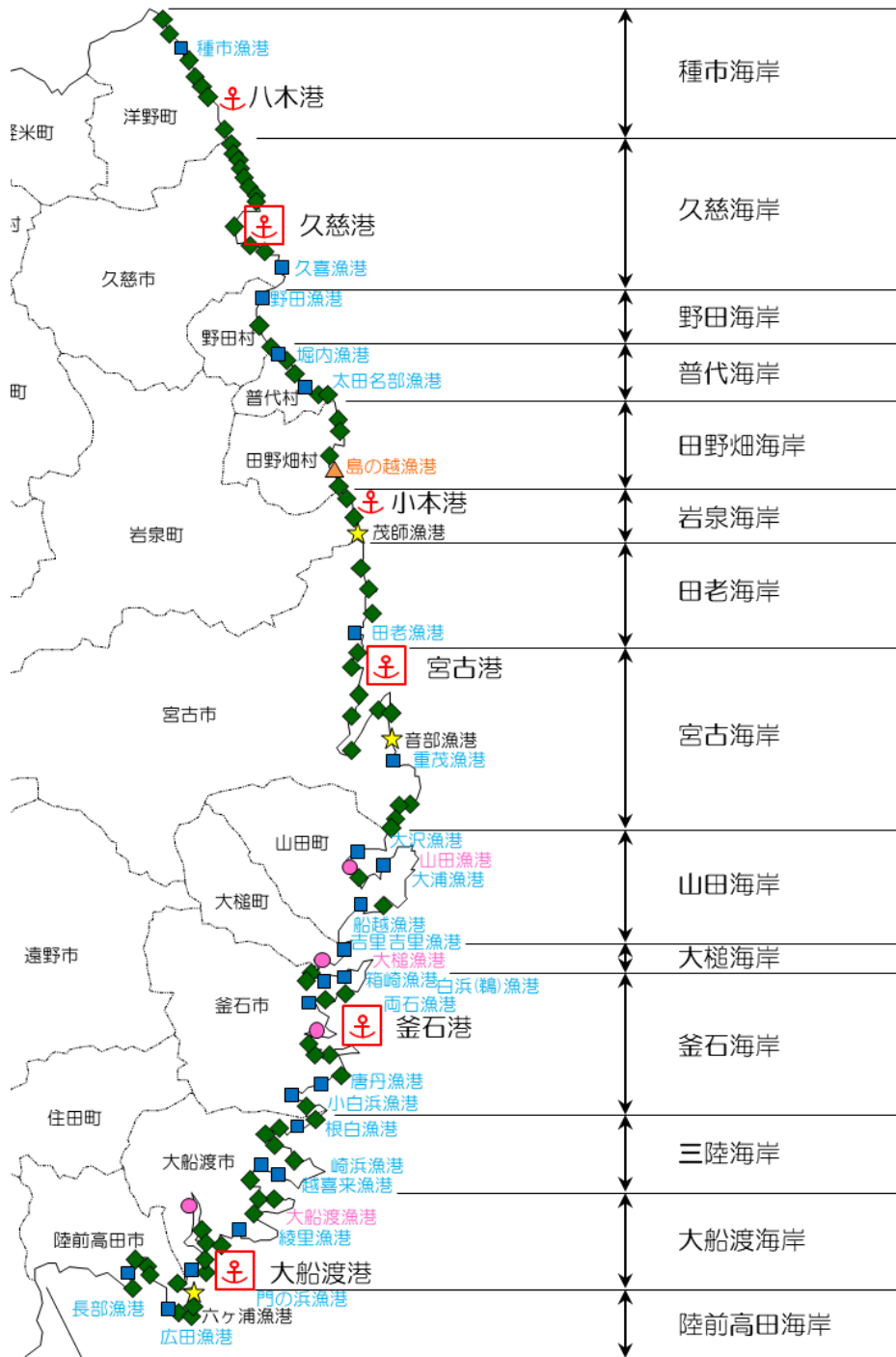
海水浴場、レクリエーション施設等が存在し、観光や利用の観点から対策が必要と認められる区域

## ④ 海岸漂着物等

海岸漂着物等の状況調査において海岸漂着物等が確認された区域

<sup>14</sup> 「海岸の区分及び名称の統一について」（昭和32年11月25日付通達）に従い、市町村（旧市町村）の区域により区分した。

図 5-1 本県の海岸の状況



- 凡例
- ◆ 市町村管理第1種漁港
  - ★ 県管理第1種漁港
  - 県管理第2種漁港
  - 県管理第3種漁港
  - ▲ 県管理第4種漁港
  - ⚓ (赤) 重要港湾
  - ⚓ (黒) 地方港湾

出所：岩手県県土整備部河川課作成

## 5.2 重点区域に関する海岸漂着物対策の内容

- 「4.2 海岸漂着物対策の基本方針」を踏まえ、重点区域に関する海岸漂着物対策を定めます。
- 大量の海岸漂着物等が海岸に集積することにより、海岸における良好な景観及び環境の保全に特に支障が生ずるおそれがあることから、それぞれの地域における自然的条件や海岸の利用の状況、経済活動等の社会的条件等を踏まえ、県民、事業者、民間団体、行政等が互いに連携・協力し、それぞれの役割分担のもと重点区域における海岸漂着物対策を継続的に実施するものとします。

### (1) 海岸漂着物等の円滑な処理

#### ア 海岸管理者等の処理の責任

##### (ア) 海岸管理者等の処理の責任

海岸管理者等は、海岸等の清潔が保たれるよう、海岸の地形、景観、生態系等の自然的条件や海岸の利用の状況、経済活動等の社会的条件に応じて、海岸漂着物等の量及び質に即し、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講ずるものとします。

その際には、海岸漂着物等の漂着状況や処理の実施状況等、地域の実情を踏まえ、海岸漂着物等の回収や処理に関して地域の関係者間との調整により、適切な役割分担を定めるものとします。

また、海岸が民有地等である場合は、その占有者又は管理者が、その海岸の清潔が保たれるよう努めるものとします。

##### (イ) 市町村の協力義務

沿岸市町村は、海岸漂着物処理推進法第17条第3項に基づき、地域住民等の海岸美化活動を支援するとともに、海岸管理者等と連携した海岸漂着物等の回収や、回収された海岸漂着物等の収集・運搬、市町村等のごみ処理施設での処分等に取り組むものとします。

また、これらの取組に当たっては、海岸漂着物対策の経緯や体制、海岸漂着物等の実態等、地域の実情を踏まえ、地域住民等をはじめとする関係者間との調整に努めるものとします。

#### イ 市町村の要請

沿岸市町村は、海岸管理者等が管理する海岸等に海岸漂着物等が集積することにより、住民の生活又は経済活動に支障が生じている場合は、必要に応じて、海岸管理者等に対し、海岸漂着物等の処理のため必要な措置をとるよう要請するものとします。

要請を受けた海岸管理者等は、必要な措置を講ずるものとします。

#### ウ 地域外からの海岸漂着物等に対する連携

県は、モニタリング調査等により海岸漂着物等の発生状況を把握し、海岸漂着物等の多くが他の都道府県の区域から流出したものであることが明らかであると認めるときは、海岸管理者等の要請に基づき、当該他の都道府県に対して、海岸漂着物等の処理やその発生抑制等に関して積極的に協力するよう求めるものとします。

また、県は、他の都道府県から協力を求められたときは、その協力依頼の趣旨を踏まえて、協力を求めた都道府県と情報を共有し、海岸漂着物等の処理及びその発生抑制等のために、積極的に所要の措置を講ずるよう努めます。

## エ 漂流ごみ等の円滑な処理の推進

沿岸海域において、漂流ごみ等が地域住民の生活に影響を及ぼす場合や漁業や観光業等の経済活動に支障を及ぼしている場合には、国、県及び市町村等が連携・協力を図りつつ、日常的に海域を利用する漁業者等の協力を得る等して、処理の推進を図るよう努めるものとします。

## オ 海岸漂着物等の適正処理

海岸管理者等や沿岸市町村は、回収された海岸漂着物等について、廃棄物処理法に基づき、適正に収集・運搬及び処分を行うものとします。

### (ア) 不法投棄物の適正処理

県や沿岸市町村は、海岸漂着物等が不法投棄等によって生じたものであることが明らかである場合は、廃棄物処理法その他の関係法令の規定に基づき、その原因者の責任において処理がなされるよう、必要な措置を講ずるものとします。

### (イ) 災害廃棄物等の適正処理

海岸管理者等や沿岸市町村は、自然災害により海岸に漂着した流木等が異常に堆積し、海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合には、国や関係機関と連携しつつ、災害関連制度を活用しながら円滑な処理に努めるものとします。

### (ウ) 大量の海岸漂着物等が集積する地域における処理の推進等

県は、海岸漂着物等により地域の環境の保全上著しい支障が生ずるおそれがある場合は、環境省その他の関係行政機関に対し、当該海岸漂着物等の処理について協力を求めるものとします。

## (2) 海岸漂着物等の効果的な発生抑制

### ア 流域圏が一体となった取組の推進

県は、森川海条例に基づき各広域振興局・保健福祉環境センター単位で策定している流域基本計画に基づき、森と川と海の保全等を図るための取組を推進します。

#### (ア) 住民参加による環境保全活動の実施

県は、地域の関係者のネットワークである流域協議会の運営、流域が一体となった活動のコーディネートや先進的な取組の情報提供等により、河川・海岸の環境美化のための清掃活動や水生生物調査といった、地域の資源を生かした自主的な環境保全活動の実践を推進します。

#### (イ) 各流域で活動する団体の連携

県は、環境保全活動や水を守り育てる活動に関する関係者が集まる場を設け、情報交換を通じて連携交流を促すことにより、活動の活発化を図ります。

#### (ウ) 優良事例の表彰

県は、優れた環境保全活動を実践し、他の模範となる団体・個人を表彰します。

## イ プラスチックごみの削減等 3Rの推進




県は、プラスチック資源循環戦略や国の基本方針等を踏まえ、3R推進キャラクター

「エコロル<sup>15</sup>」を活用した県民への普及啓発や事業者の取組の促進等により、3Rの推進に取り組みます。

(ア) いわて三ツ星ecoマナーアクション

いわての豊かな環境と資源を次世代に引き継いでいくため、環境と共生する我々に必要な3つのecoマナーを「いわて三ツ星ecoマナー」として掲げ、取組（アクション）を分かりやすく表示した「アイコン」を活用しながら、エコショップ、事業者団体、市町村等と連携して、使い捨てプラスチックの排出抑制等に取り組みます。

- 【いわて三ツ星ecoマナー1】ごみのポイ捨てや不法投棄をしない  
 【いわて三ツ星ecoマナー2】レジ袋等の使い捨てプラスチックの使用は控える  
 【いわて三ツ星ecoマナー3】食事は“楽しく・おいしく・残さず食べる”

eco マナー	主なアクション	掲示用アイコン (例)
1 ごみのポイ捨てや不法投棄をしない	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみを分別して捨て、外出時にごみ箱がない時には持ち帰る行動の推進</li> <li>イベント等での普及啓発（アイコン掲示）</li> <li>道路、河川、海岸等における清掃活動</li> <li>不法投棄監視パトロールの実施等</li> </ul>	
2 レジ袋等の使い捨てプラスチックの使用は控える	<ul style="list-style-type: none"> <li>買い物にはマイバッグを持参し、レジ袋はもらわない活動の推進</li> <li>使い捨てプラスチック（ストローやスプーン等）を使わない取組の推進</li> <li>エコショップいわて認定店等との連携による普及啓発活動の実施（レジにアイコン掲示等）</li> </ul>	
3 食事は“楽しく・おいしく・残さず食べる”	<ul style="list-style-type: none"> <li>食事を残さず食べる行動の推進</li> <li>「もったいない・いわて☆食べきりキャンペーン」による宴会時の「3010 運動」の推進</li> <li>「もったいない・いわて☆食べきり協力店」等との連携による普及啓発活動の実施</li> </ul>	

(イ) 環境省「プラスチック・スマート」キャンペーンに基づく取組

(ア)の「いわて三ツ星ecoマナーアクション」の取組等を登録して活動の推進を図るとともに、県内の市町村等に対し、海洋プラスチック問題の解決に貢献する取組（ポイ捨て・不法投棄の撲滅運動、散乱ごみや海岸漂着物等の回収等の清掃活動、使い捨てプラスチックの排出抑制、レジ袋の削減、リユース食器の利用等）の登録を呼びかけます。

また、登録された取組の中から実践可能な取組を紹介し、使い捨てプラスチック等

<sup>15</sup> エコロル：ごみの減量化とリサイクルを推進するため、3Rに基づくライフスタイルの実践を呼びかける「もったいない・いわて3R運動」の運動の一環で、平成25年11月から岩手県3R推進キャラクターとして使用しているもので、食育キャラバンや幼稚園・保育園訪問事業その他イベントへの出演や、チラシなどに使用可能なイラスト画像の配布などにより活用している。



---

の削減を推進します。

(ウ) エコショップいわて認定事業

ごみの減量化やリサイクルに積極的に取り組む小売店(エコショップ)や飲食店(エコレストラン)の新規認定店の増加に努めます。

また、レジ袋や使い捨てプラスチックの削減等に優れた実績を挙げた店舗や先駆的な取組を実施している店舗等を「エコショップいわて優良事例」として表彰することや、6月の環境月間や10月の3R推進月間を中心に店頭等でのPR活動を行うこと等により、その利用を推進します。

(エ) 岩手県再生資源利用認定製品制度による認定

「岩手県再生資源利用認定製品制度」に基づき、要件に合致する多くの製品を認定することができるよう、県のホームページや業界団体への周知等を通じて、制度の周知や製品のPRを継続して行います。

(オ) 産業・地域ゼロエミッション推進事業

平成22年に配置した「地域ゼロエミッションコーディネーター」(民間企業において製造業等の工程管理、環境管理等に携わった経験を有する非常勤職員)を派遣し、廃棄物の削減や再資源化、産業廃棄物税等を財源とする「産業・地域ゼロエミッション推進事業」の活用について助言する等、廃棄物の3Rに取り組む事業者を積極的に支援します。

(カ) 農業用廃プラスチックの適正処理の推進

農協、市町村、県等で構成する各地域協議会が中心となって農業用廃プラスチックの回収処理を継続して行います。

**ウ ごみ等の投棄の防止等**

県及び市町村は、陸域に起因する海岸漂着物等が河川その他の公共の水域を経由する等して海域に流入することを踏まえ、流域圏を含むごみ等の投棄の防止を図るため、環境省が定める「海ごみゼロウィーク」(5月30日(ごみゼロの日)から6月5日(環境の日)を経て6月8日(世界海洋デー)前後の期間)、環境月間や不法投棄追放月間等において、以下の取組を推進します。

(ア) クリーンいわて運動の実施

「環境月間」である6月を強調月間として、散乱ごみの収集等環境美化活動やポスター・パンフレット等による普及啓発活動を実施します。

(イ) 不法投棄監視パトロールの実施

広域振興局等管内毎に警察署、海上保安部、市町村、一般社団法人岩手県産業資源循環協会等を構成員とした合同会議により、効果的な監視等の方策を検討し、合同パトロールを実施します。

(ウ) 青森・秋田・宮城県境合同会議・合同パトロールの実施

青森・秋田・宮城県に接する広域振興局等において、隣接する県の地方機関と合同でパトロールを実施します。

(エ) 産業廃棄物適正処理指導員(産廃Gメン)による活動

県内に産業廃棄物適正処理指導員を配置し、不適正処理の調査及び指導を実施します。

---

(オ) 広域連携によるスカイパトロールの実施

北海道、東北6県及び新潟県と連携し、県警本部、海上保安部署との連携・協力のもと、ヘリコプターによるスカイパトロールを実施します。

**エ ごみ等の水域等への流出又は飛散の防止**

県民及び事業者は、その所持する物が水域等へ流出又は飛散しないように、その所持する物や管理する土地を適正に管理し、海岸漂着物等の発生抑制に努めます。

また、県及び市町村は、土地の管理者等に対し、土地の適正管理等について必要な助言、指導を行うものとします

**オ 流木等の水域等への流出の防止**

森林においては、治山ダムの新設や、これに併せて土石流等で流木化するおそれのある立木等の除去を実施し、流木等の発生抑制に努めます。

河川においては、洪水や台風等の災害によって河川内の立木が流木となり水域に流出することがないように、支障となる樹木を伐採する等適正な維持管理を行います。

**(3) 環境学習・普及啓発**

県、市町村及び海岸管理者等は、県民の意識の高揚とモラルの向上や、海岸漂着物等の発生抑制を図るため、その現状、処理・発生抑制対策等の各種施策に係る環境学習、普及啓発を行うものとします。

**ア 環境学習**

県、市町村及び海岸管理者等は、県民、特に、次代を担う児童等にいわたる環境の重要性を理解し、3Rの意識を持って行動してもらうため、海岸や河川での清掃活動等体験活動を含めた環境学習を行う等、海岸漂着物等に係る現状や環境保全等に関する教育、学習の振興に努めます。

また、地域で中心となって活動する環境人材の育成を行います。

**イ 普及啓発**

県、市町村及び海岸管理者等は、インターネット等を活用して海岸漂着物等の処理の推進に係る施策等について県民へ情報提供を行い、普及啓発に努めます。

**ウ 民間団体等との連携**

県、市町村及び海岸管理者等は、海岸漂着物対策の推進に当たり、地域に貢献するとともに重要な役割を果たしている民間団体等との情報共有等、様々な連携を図り、普及啓発や環境学習を推進するように努めます。

## 6

## 関係者の相互協力及び役割分担に関する事項

## 6.1 海岸漂着物対策に関する関係者の相互協力

- 海岸漂着物対策の推進に当たっては、国、県、市町村、海岸管理者、民間団体等の多様な主体が、海岸漂着物対策に関するそれぞれの取組等を尊重しながら、それらの適切な役割分担のもとに相互協力することが必要不可欠です。
- 地域に根付いて海岸や河川の清掃活動等を展開し、海岸漂着物対策に重要な役割を果たしている民間団体等の自発性や自主性を尊重し、その活動の充実に向けて、広報活動、調査研究等の結果の提供、各種の助成制度に関する情報の提供等を通じて、民間団体等の活動の支援に努めます。
- 各主体が相互に情報を共有し、連携・協力するため、海岸漂着物対策推進協議会の設置等、ネットワークづくりに取り組みます。また、海岸漂着物等の発生抑制について、隣県との情報交換等を行い、流域圏の関係主体が一体となった取組の推進に努めます。

## 6.2 海岸漂着物対策に関する関係者の役割分担

海岸漂着物対策に関する関係者の役割分担は、表 6-1 に示すとおりです。

表 6-1 海岸漂着物対策に関する関係者の役割分担

主 体	役 割	
海岸 管理者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 海岸漂着物等の適正処理</li> <li>○ 関係者との情報共有、連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海岸漂着物対策の実施の主体として、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講ずる。</li> <li>・ 海岸漂着物等の発生抑制のため、関係者との情報共有、連携を図る。</li> </ul>
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 海岸漂着物対策推進協議会の運営（事務局）</li> <li>○ 関係団体との情報共有、連携</li> <li>○ 発生抑制対策の推進</li> <li>○ 情報発信、環境学習、普及啓発の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海岸漂着物対策における関係者の円滑な意思疎通や連絡調整を図るため、海岸漂着物対策推進協議会を設置し、その運営（事務局）を行う。</li> <li>・ 市町村、国、隣県等との情報を共有し、連携を図る。</li> <li>・ 地域住民等が行う海岸・河川の清掃活動を促進するとともに、3Rの推進、ポイ捨て・不法投棄の防止等、発生抑制対策を推進する。</li> <li>・ 海岸漂着物等の発生状況、海岸漂着物対策に関する情報を広く発信し、各主体が果たすべき役割等について普及啓発を図るほか、環境学習の機会を提供する。</li> </ul>



主 体	役 割	
沿 岸 市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 海岸漂着物等の適正処理に関する海岸管理者への協力</li> <li>○ 海岸・河川の清掃活動の促進、発生抑制対策</li> <li>○ 環境学習、普及啓発の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海岸漂着物等の処理に関し、海岸管理者等と連携し、海岸漂着物等の回収、市町村等のごみ処理施設での処分等について協力する。</li> <li>・ 海岸漂着物等の集積による住民の生活等に支障が生じている場合は、海岸管理者に対し、処理を行うよう要請する。</li> <li>・ 地域住民等が行う海岸・河川の清掃活動を促進するとともに、3Rの推進、ポイ捨て・不法投棄の防止等に取り組む。</li> <li>・ 民間団体等と連携し、住民に対する環境学習の機会の提供や普及啓発に取り組む。</li> </ul>
内 陸 市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 河川の清掃活動の促進、発生抑制対策</li> <li>○ 環境学習、普及啓発の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川等を経て海へ流出するごみを抑制するため、地域住民等による河川の清掃活動を促進するとともに、3Rの推進、ポイ捨て・不法投棄の防止等に取り組む。</li> <li>・ 民間団体等と連携し、住民に対する環境学習の機会提供や普及啓発に取り組む。</li> </ul>
国 ・ 研究機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 外交上の適切な対応及び関係国への防災対策の要請</li> <li>○ 地方自治体との情報共有・連携、財政上の措置</li> <li>○ 専門的な情報の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺国から漂着した廃棄物については、漂着状況の把握を行うとともに、関係国に対して原因究明や防止対策の実施を強く要請する。</li> <li>・ 地方自治体との間で、海岸漂着物等の発生状況や原因に関する調査の結果等について、情報共有や連携に努めるとともに、海岸管理者等が円滑に処理を進められるよう、回収処理費等、必要な財政上の措置を講ずる。</li> <li>・ 専門的立場から海岸漂着物対策に係る情報提供を行う。</li> </ul>
県 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 持続可能な社会の実現に向けた3Rの実践</li> <li>○ 海岸・河川等の清掃活動への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常生活から生ずるごみが環境に与える影響等について理解し、持続可能な社会の実現に向けて一人ひとりが3Rに取り組む。</li> <li>・ 海岸に限らず、ごみのポイ捨てや不法投棄をしない、マイバッグの持参等により使い捨てプラスチックの使用は控える等の取組を実践する。</li> <li>・ 生活系ごみの減量化や再利用等の取組によって、日常生活に伴うごみ等の発生抑制に努めるとともに、リサイクルのための分別収集に協力する。</li> <li>・ 海岸等で出たごみは持ち帰る等適切に処理するとともに、海岸・河川清掃への参加等を通じて環境の保全に努める。</li> </ul>

主 体	役 割	
事業者 ・ 事業者 団 体	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ プラスチックごみの発生抑制</li> <li>○ 廃棄物の適正処理</li> <li>○ 海岸・河川清掃等への参加、協力、支援</li> <li>○ 構成員事業者に対する情報提供等の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使い捨てプラスチック製品の削減、循環的な利用、代替製品への置き換え等により、プラスチックごみの発生抑制に努める。</li> <li>・ 事業活動に伴って生ずる廃棄物の3Rを推進するとともに、適正に処理する。</li> <li>・ 海岸・河川清掃等への参加や協力、支援を積極的に行い、地域への貢献に努める。</li> <li>・ 事業者が行うプラスチックの発生抑制等の3Rの取組を推進する情報の提供、事業者間の連携・協力の促進等の支援を行う。</li> </ul>
民 間 団 体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 海岸・河川清掃等への参画や普及啓発の促進</li> <li>○ 環境教育、環境学習の振興</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の活動の担い手・つなぎ手として、県・市町村等と連携して、海岸・河川の清掃活動や普及啓発の取組を促進する。</li> <li>・ 学校等と連携し、海岸の環境保全等に関する教育や学習の振興に努める。</li> </ul>

### 7.1 モニタリングの実施

県は、海岸管理者等の協力を得ながら、環境省が定める地方公共団体向けの漂着ごみ組成調査のガイドラインを踏まえ、海岸漂着物等の組成及び存在量並びにこれらの経年変化を把握するため、定期的な調査を行います。

県、市町村は、調査結果の分析を行い、具体的な対応策等を検討します。

また、調査結果については、国が行うマイクロプラスチックに係る実態把握等の結果と合わせ、県ホームページに掲載する等により、国、県、市町村、河川・海岸清掃ボランティア等と情報を共有するとともに、広く県民に広報し、海岸漂着物等に関する普及啓発を図ります。

### 7.2 災害等の緊急時における対応

県、市町村及び海岸管理者等は、災害等により大量の海岸漂着物等が発生し、危険物が漂着した場合、速やかに情報収集に努め、地域住民への周知及び適正処理を実施します。

そのため、各海岸管理者や市町村の所管課の連絡先について広く県民に周知し、連絡体制の構築に努めます。

### 7.3 海岸漂着物対策活動推進員の委嘱・海岸漂着物対策活動推進団体の指定

県は、住民や民間団体への情報提供や海岸漂着物等の処理等に関する助言の実施、普及啓発等に当たっては、必要に応じて、環境省の「環境カウンセラー」や県の「環境アドバイザー」等の助言を得るとともに、海岸漂着物対策の推進を図るための活動に識見等を有する個人や団体に対して、海岸漂着物対策活動推進員としての委嘱や海岸漂着物対策活動推進団体としての指定を行います。

### 7.4 地域計画の見直し

県は、社会経済情勢の変化、海岸漂着物処理推進法その他の制度の改正、県内の取組状況等を踏まえ、必要な見直しを行います。

地域計画の見直しに当たっては、海岸漂着物対策の実施状況について振り返りを行うとともに、モニタリング調査による発生状況のデータ等に基づき、SDGs等を踏まえた持続可能な社会の実現を見据えた指標の設定等を含め、必要な対策を検討します。

また、対策の検討に当たっては、岩手県海岸漂着物対策推進協議会<sup>16</sup>における協議、隣接県や関係機関への意見聴取等により、幅広く意見を求めます。

地域計画の見直しを行った場合は、広く県民に周知します。

<sup>16</sup> 岩手県海岸漂着物対策推進協議会：地域計画の作成又は変更に関する協議、海岸漂着物対策の推進に係る連絡調整等を行うため、海岸漂着物処理推進法第15条第1項の規定に基づき県が設置する組織

